

多賀城市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和6年3月22日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

- 1 監査対象部署
保健福祉部所管出先機関（保育所）
- 2 監査結果の報告日
令和6年2月28日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
令和6年3月15日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和6年1月24日
- 3 監査対象部署 桜木保育所
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容	措置を講じた日
1	指導	<p>(1) 時間外勤務命令簿について 会計年度任用職員の時間外勤務命令簿について、実際に時間外勤務をしていたが、命令簿に記載がないものがあった。</p> <p>(詳細) 会計年度任用職員に係る時間外勤務命令簿について、実際に時間外勤務をしていたが、命令簿に記載がないものがあった。 (勤務状況報告書には正しく記載されているため、時間外勤務手当支給額に影響なし。)</p>	(原因) 確認不足によるもの	R6. 1. 24
			(講じた措置の内容) 確認して入力した。	
			(再発防止策) 普段から命令簿への記載を確実にすることと、勤務状況報告を提出する前に命令簿との照合を徹底し、記載漏れを防止する。	
2	指導	<p>(2) 休暇申請について 会計年度任用職員の無給休暇申請書について、記載された期間と実際の休暇期間が異なっているものがあった。</p> <p>(詳細) 無給休暇申請書に記載された期間と実際の休暇期間が異なっていた。 (勤務状況報告は実際の休暇期間で報告されており、給与の支給額に誤りは無かった。)</p>	(原因) 認識不足によるもの	R6. 1. 24
			(講じた措置の内容) 確認して訂正した。	
			(再発防止策) 休暇申請の書類の扱いについて確実に把握することと、報告書の提出前にも所長、主任で確認する。	
3		(詳細)	(原因)	
			(講じた措置の内容)	
			(再発防止策)	
4		(詳細)	(原因)	
			(講じた措置の内容)	
			(再発防止策)	